

平成25年6月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件

口頭弁論終結日 平成25年4月25日

判 決

原告 国

被告 Y株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、151万7660円及びうち141万5843円に対する平成21年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

主文同旨

#### 第2 事案の概要

本件は、訴外A(以下「滞納者」という。)に対し、平成21年3月12日時点で、別紙1「租税債権目録1」記載の納期限を徒過した各租税債権及び平成21年11月13日時点で別紙1「租税債権目録2」の「納期限」欄に「平成21年10月2日」と記載のある「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」記載の各租税債権(ただし、いずれも未確定延滞税を除く。以下、上記租税債権を総称して「本件租税債権」という。)を有する原告が、国税徴収法62条に基づき、滞納者が被告との間で金銭消費貸借契約を締結して借入れおよび弁済を繰り返した結果、過払金が生じており、かつ被告は悪意の受益者であ

ることから、滞納者が被告に対して有する下記過払金返還請求権及びこれに対する法定利息を平成21年3月12日及び平成21年11月13日に差し押えたとして、被告に対し同法67条1項に基づき被差押債権である不当利得返還元本及びこれに対する民法所定の年5分の割合による確定利息・法定利息の取立てを請求する事案である。

#### 1 前提となる事実

証拠（甲1ないし6、10、14ないし17）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

- (1) 被告は貸金業法（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号。以下「一部改正法」という。）2条の規定による改正前には、貸金業の規制等に改正する法律。以下同じ。）2条2項に規定する貸金業者である。
- (2) 滞納者は、訴外B株式会社（なお、同社の平成18年10月1日以前の商号は株式会社Cであるが、以下、同社を商号変更の前後を問わず、原則として「B」という。）との間で、平成7年7月25日付け借入契約書（甲5）を取り交わして金銭消費貸借契約に係る基本契約（以下「本件契約1」という。）を締結し、これに基づき、別紙2「過払金計算表」記載の番号1ないし161にかかる「年月日」「借入金額」「弁済額」欄記載の取引（以下「本件取引1」という。）を行った。
- (3) 滞納者は、被告（被告の平成18年5月21日当時の商号はD株式会社であり、その後順次、E株式会社、Y株式会社に商号を変更したが、以下、商号変更の前後を問わず、原則として単に「被告」という。）との間で、別紙2「過払金計算表」記載番号162ないし223にかかる「年月日」「借入金額」「弁済額」欄記載のとおり、金銭消費貸借契約に係る基本契約に基づく取引（以下「本件取引2」という。）を行った。
- (4) 被告とBは、平成16年5月6日、債権譲渡契約書（甲10）を取り交わ

し、平成16年6月1日又は別途書面により合意するその他の日において、Bが顧客に対して有する貸金債権等の譲渡対象資産を被告に譲渡し、被告はこれを買受ける旨の合意をした（以下「本件合意」という。）。

上記債権譲渡契約書の第1条（13）には「譲渡対象資産」とは、譲渡対象債権及び譲渡対象契約に係る貸付人としての契約上の地位をいう旨の記載が、第2条1項には、Bは本契約の各規定に従い、譲渡日において、第4条1項に基づく被告の第1回暫定支払額の支払と引換えに譲渡対象資産を被告に売り渡し、被告はこれを買受ける旨の記載がある。

（5）被告は、平成16年6月1日、本件合意に基づき、Bから滞納者との間の本件取引1に関する債権を譲り受けた。

（6）滞納者は、平成18年5月21日、被告との間で「借入限度基本契約書」（甲6）を取り交わし、金銭消費貸借契約に係る基本契約（以下「本件契約2」という。）を締結した。

上記借入限度基本契約書には、本件取引1に係る約定利息を前提とする残債務（以下「約定残債務1」という。）が46万1205円及び利息・遅延損害金が合計7379円あることを確認するとともに、約定残債務1は本件契約2及び本件契約2に基づく借入債務においても引き継がれ、本件契約2の約定に従って今後も弁済されること、本件契約2の有効な締結により本件契約1は失効することなどが記載されている。

（7）原告は、滞納者に対し、平成21年3月12日時点で別紙1「租税債権目録1」記載の納期限を徒過した各租税債権合計697万4700円を有し、平成21年11月13日時点で別紙1「租税債権目録2」記載の「納期限」欄に「平成21年10月2日」と記載のある「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」記載の各租税債権合計5万5500円を有している（ただし、いずれも未確定延滞税を除く。）。

（8）原告は、本件租税債権について国税徴収法62条に基づき、滞納者の被告

に対する本件取引 1 及び同 2 について生じた不当利得返還請求権及びこれに対する不当利得返還請求権の発生日から債権差押通知書到達日までの民法所定の年 5 分の割合による利息を、平成 21 年 3 月 12 日及び平成 21 年 11 月 13 日にそれぞれ差し押え、上記差押通知書は被告に対し、平成 21 年 3 月 16 日、平成 21 年 11 月 16 日にそれぞれ到達した。（甲 14 ないし 17）

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 被告が本件取引 1 についての過払金返還債務を承継するか（争点 1）

#### 【原告の主張】

被告は、B との間の本件合意によって本件取引 1 に係る各債権を承継することとどまらず、過払金等返還債務についても承継した。

#### 【被告の主張】

否認する。本件取引 2 以前において発生した過払金等返還債務は承継しない。本件取引 2 に係る別紙 3 のとおりの過払金等返還債務があることは認める。

### (2) 被告は悪意の受益者か（争点 2）について

#### 【原告の主張】

被告は貸金業者であり、本件取引 1 及び同 2 について貸金業法（一部改正法 4 条の規定による改正前のもの。以下同じ。） 43 条 1 項のみなし弁済の主張立証をしていないことからすれば、利息制限法（一部改正法による改正前のもの。） 1 条 1 項の制限利率（以下「制限利率」という。）を超過する利息（以下「制限超過部分」という。）を収受することにつき、いずれも悪意であったといえる。

#### 【被告の主張】

否認ないし争う。

被告は原告から制限超過部分を利息の債務の弁済として受領した際、貸金

業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があった。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 被告が本件取引1についての過払金返還債務を承継するか（争点1）について

上記前提となる事実及び証拠（甲10）によれば、被告は、本件合意によってBから譲渡対象債権及び譲渡対象契約に係る貸付人としての契約上の地位を譲り受けたこと、本件合意においては、譲渡対象資産に含まれる貸金債権の発生原因たる金銭消費貸借契約上のBの義務又は債務（支払利息の返還請求権を含む。）を被告が承継しないなどの譲渡対象資産を除外する趣旨の条項が設けられていないこと、本件合意の後、被告が滞納者との間で本件契約2を締結する以前の平成17年3月23日に22万2000円、平成17年7月20日に7万6000円、平成17年10月17日に5万7000円、平成18年3月27日に9万5000円がそれぞれ滞納者に対して貸し付けられたとともに、滞納者から継続的に被告に対する弁済が行われたことが認められる。

以上によれば、被告は、滞納者との間で本件契約2を締結するまでの期間、Bの滞納者に対する本件契約1による契約上の地位を承継したことに基づき、本件契約1の約定に従った貸付を滞納者に対して行うとともに滞納者から本件契約1の約定に従った弁済を受け、その後の本件契約2の締結以降は、滞納者との間で本件契約2の約定に従った貸付及び弁済が行われたことが認められるから、被告はBの滞納者に対する本件取引1に係る過払金返還債務を承継し、かつ本件取引2に係る過払金と併せて返還する義務を負うというべきである。

#### 2 悪意の受益者か（争点2）について

被告は、貸金業法2条2項に規定する貸金業者であるところ、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は同項の適用があると

の認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

本件各取引について、被告が本件取引2について、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、「そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情」に関する具体的事情の主張立証をしていないから、したがって、上記特段の事情があると認めることはできない。

以上によれば、被告は、滞納者に対し、民法704条に基づき、本件取引2に係る過払金元本及びこれに対する過払金が発生した時から支払済みまで同法所定の年5分の割合による法定利息を支払う義務がある。

3 よって、滞納者は、本件取引1及び本件取引2において、制限利率を超える利率により計算された利息の弁済を行ってきたもので、滞納者の上記各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると、被告に対して、別紙2「過払金計算表」のとおり平成21年1月8日の時点で141万5843円の過払金元本及び同日時点における確定法定利息10万1817円が発生している。

以上によれば、原告の請求は理由があるので認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第23部

裁判官 川畑 薫